

「POPs 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」開催要領

1. 目的

平成 16 年 5 月に発効（我が国は平成 14 年 8 月に締結）した「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）」の規制対象物質（以下、単に「POPs」という。）は、条約発効時の 12 物質から大幅に増加しており、現在までに計 28 物質が指定されている。

POPs 条約では、POPs を含有する廃棄物（POPs 廃棄物）について、環境上適正な方法で処理すること、原則として POPs の特性を示さなくなるように分解すること等が求められている。

これまで、我が国においては、PCB やダイオキシン類については特別措置法を制定し、製品単位で排出される埋設農薬や PFOS 類については技術的留意事項を取りまとめ、また、その他については個別に分解実証試験を実施して、その適正処理を推進してきた。しかしながら、近年 POPs 条約の規制対象物質に追加された POPs には、難燃剤として多岐に渡る製品に使用され、その含有について判別が一律には困難であるヘキサブロモシクロドデカン（HBCD）、デカブロモジフェニルエーテル（Deca-BDE）等や、化学物質の製造過程で非意図的に生成され廃液等に含まれるポリ塩化ナフタレン（PCN）等、従前の POPs 廃棄物とは異なる性質を有するものが条約上で追加されている。

これらの POPs 廃棄物に対応するため、国内における POPs 廃棄物の適正処理方策を検討することを目的として、「POPs 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を開催する。

2. 構成

- （1）委員構成は別紙のとおり。
- （2）委員の任期は 2 年とする。
- （3）POPs 廃棄物処理の関係省庁その他の者のうち、座長の了解を得た者がオブザーバーとして出席できる。

3. 運営

- （1）検討委員会と会議資料は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公平かつ中立な議論に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合は、検討委員会の座長（以下「座長」という。）は、検討委員会及び会議資料を非公開とすることができる。
- （2）座長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、

傍聴者の入室について、人数の制限その他必要な制限を課すことができる。

- (3) 委員の委任を受けた者については代理出席を認める。
- (4) 議事要旨の作成に当たっては、会議に出席した委員等の了承を得るものとする。議事要旨は、委員に配布するものとする。公開した会議の議事要旨は、公開するものとする。
- (5) 上記のほか、検討委員会の運営に関し必要な事項については、座長が定めることができるものとする。

4. 事務局等

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課を事務局とし、その庶務を行う。また、環境省と契約した請負業者がその補助を行う。

5. 当面の検討スケジュール

来年度中にPOPs廃棄物の制度的措置に向けた検討委員会報告書の取りまとめを目指すこととし、本年度から来年度にかけて数回程度開催する。

また、今後の新規追加物質への対応等、議論の進展と必要性に応じ、それ以降も開催する。

POPs 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会 委員等一覧

座長	酒井 伸一	京都大学 環境安全保健機構附属環境科学センター センター長
委員	大塚 直	早稲田大学 法務研究科 教授
	小川 久美子	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター 病理部 病理部長
	小口 正弘	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 基盤技術・物質管理研究室 主任研究員
	長田 容	産業廃棄物処理事業振興財団 技術部長
	梶原 夏子	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 基盤技術・物質管理研究室 主任研究員
	川村 之聡	秋田県生活環境部環境整備課 課長
	中杉 修身	元上智大学教授
	野馬 幸生	元福岡女子大学 教授
	森谷 賢	公益社団法人全国産業廃棄物連合会 専務理事